

土地売買に関する契約等による違約金の徴収について

平成6年8月31日用地第662号
用地課長通知
最終改正 平成22年7月1日

埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱及び対償地の提供に伴う契約及び支払に関する事務取扱要領の契約書様式改正に伴い、埼玉県財務規則に基づく違約金条項が加わりました。

この違約金の徴収方法等の事務処理は、下記のとおりですので通知します。

記

1 違約金を徴収するもの

土地等の引渡（移転）が引渡（移転）期限後となったものとする。この場合の引渡とは、土地の所有権移転登記完了を含まないものとする。

2 違約金の額

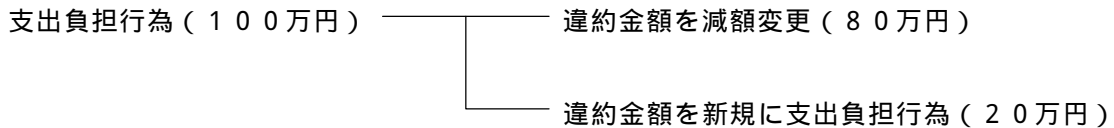
次の式によって求めるものとする。

$$\text{違約金額} = \text{契約金額} \times \text{契約書に定める違約金の率} \times \text{遅滞日数} / 365$$

3 事務処理方法

県から地権者に対して支払うべき補償金の中から違約金を控除して支払い、違約金は公金振替により徴収する。（県の債権と地権者の債権を民法第505条により相殺する。）具体的には、次のとおりとする。

（1） 支出負担行為の変更（違約金が20万円の場合）



（2） 相殺の意思表示

債権者に対し民法第505条の規定により当該債権（違約金）を相殺することを意思表示し、内容証明郵便により通知する。

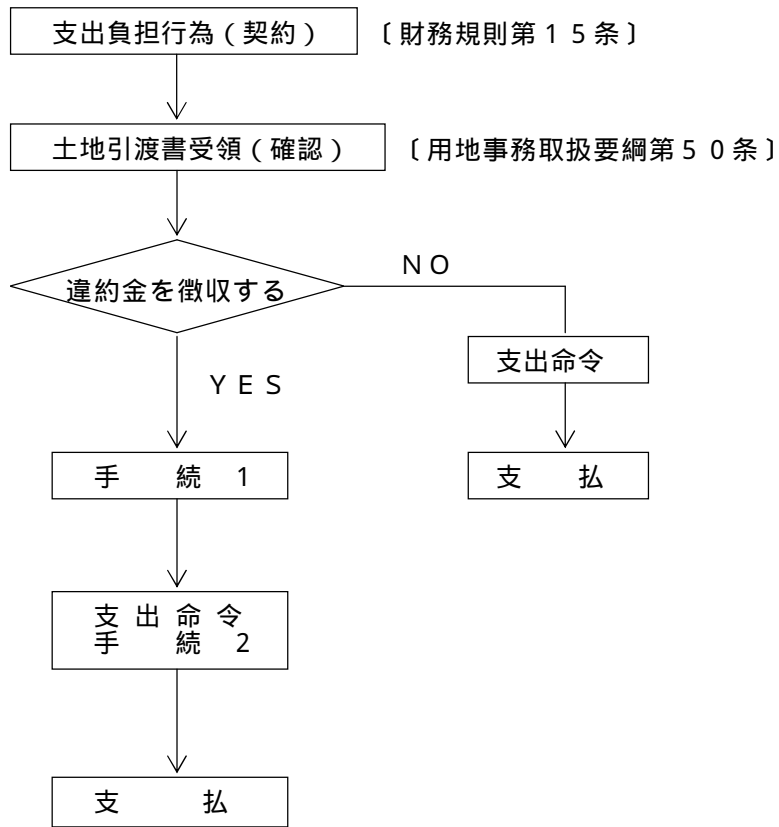
（3） 支出命令書作成

違約金は、支出命令書（公金振替）により収納する。

（4） 違約金の歳入科目

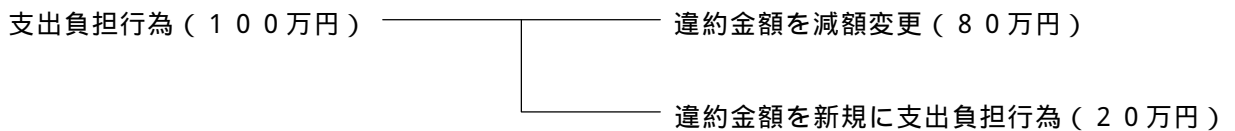
款 諸収入 項 雑入 目 違約金及び延納利息 節 違約金及び延納利息

違約金徴収フロー



手続1

支出負担行為の変更 (違約金が20万円の場合)



手続2

相殺の意思表示

債権者に対し民法第505条の規定により当該債権(違約金)を相殺することを意思表示し、内容証明郵便により通知する。

支出命令書作成

違約金は、支出命令書(公金振替)により収納する。

参 考

相 殺 通 知 書

平成 年 月 日あなたから 線 市地内 工事に伴う補償金 × × × × 円の請求を受けましたが、平成 年 月 日に締結した土地売買に関する契約第 7 条の規定による違約金 × × × 円 (延滞日数 日) の支払をまだ受けていませんので、これと対当額において相殺しましたから、あなたの債権に対して × × × 円の対当額を弁済したものと承知くださるよう通知します。

平成 年 月 日

埼玉県 市 - -
埼 玉 県
埼玉県 事務所長 ,

相手方住所

相手方氏名 様